

会社の経営努力による費用の節減について

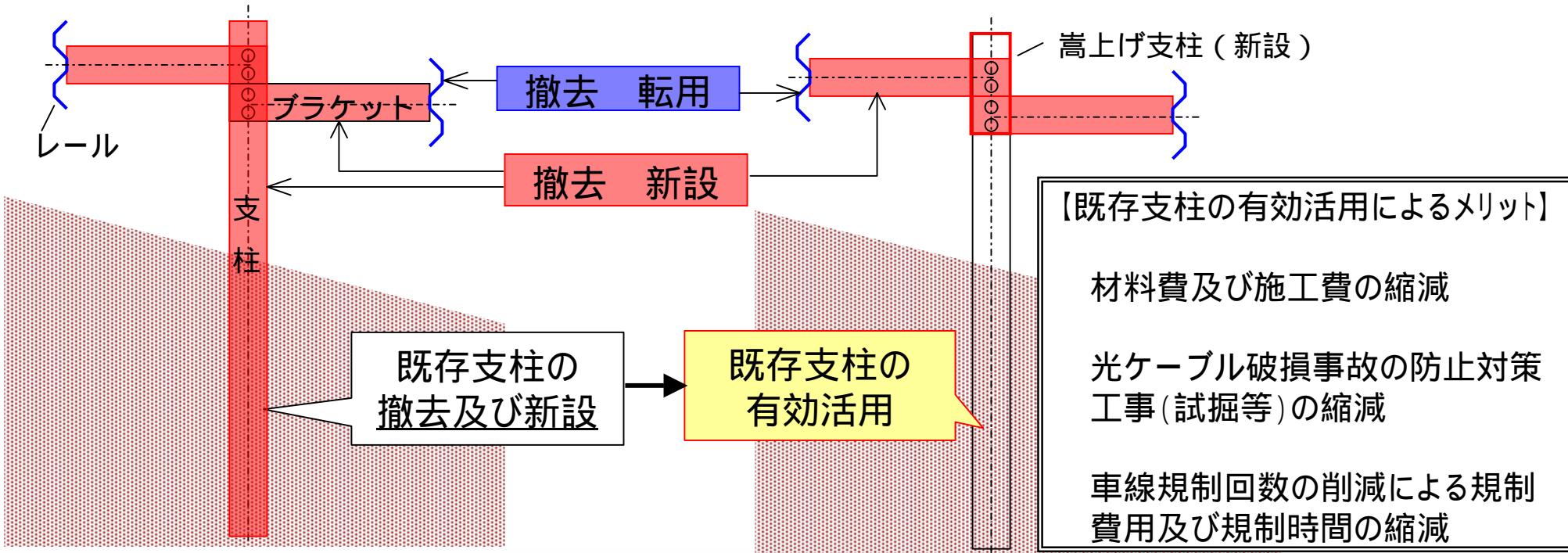
平成19年10月19日、機構において開催され委員会において、当社が助成金の交付を申請していた中央分離帯防護柵工事に関して審議が行なわれ、当社の経営努力が認められた。

経営努力による削減が委員会で認められたのは、高速道路6会社の中でも、今回が第一号。

経営努力の審議が行なわれた工法の概要

従来工法の施行図

申請した新工法の施行図



(参考) 道路事業における会社のインセンティブを確保する仕組み

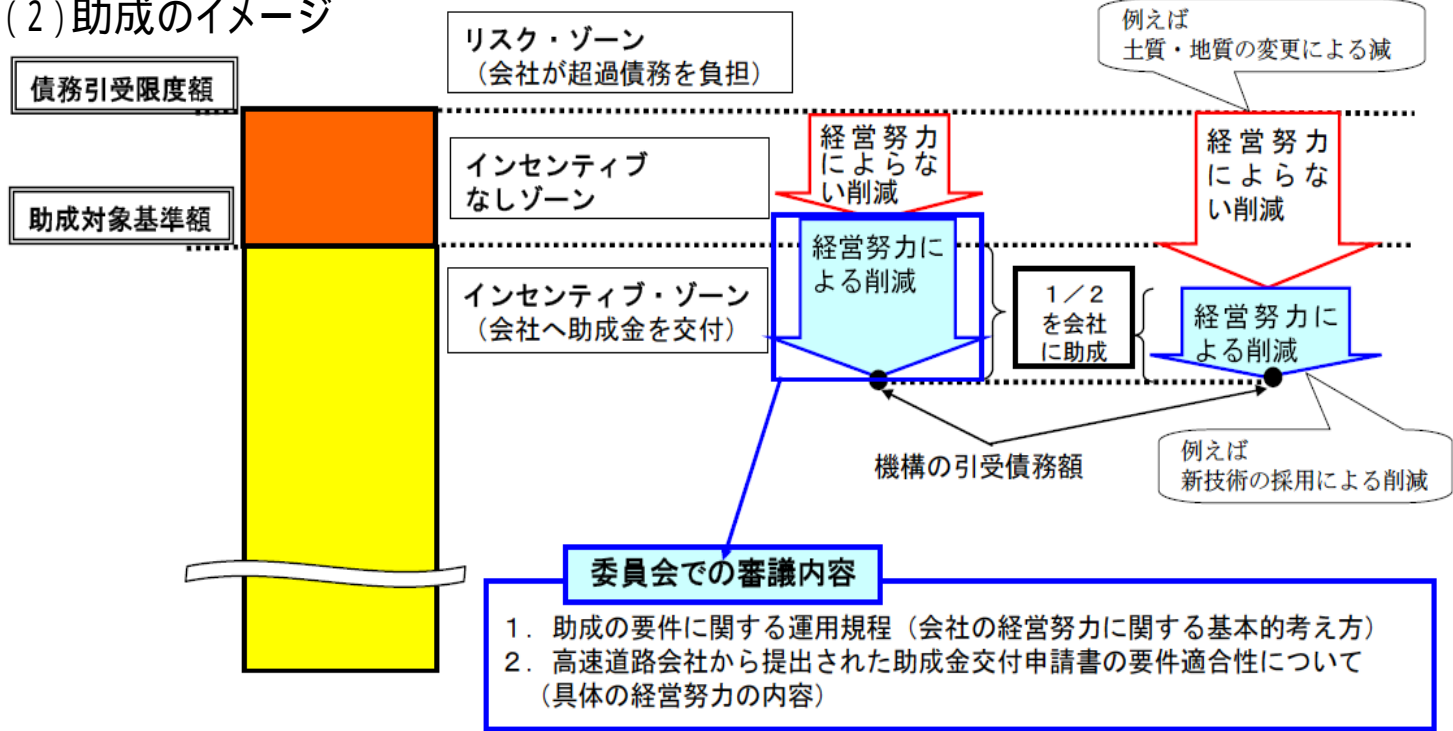
会社が、経営努力により高速道路の新設、改築等に関する工事に要する費用を縮減した場合は、機構に対し助成金の交付を申請する事ができる(協定第13条に規定)

助成の仕組み

(1) 助成の基本的考え方

会社への助成は、助成対象基準額を下回った額のうち、会社の経営努力による削減と認められる部分の1/2とする(協定第13条第4項に規定)

(2) 助成のイメージ



透明性・客観性の確保のため、機構において学識経験者からなる委員会を設置